

平成30年度決算に基づく新潟市健全化
判断比率及び資金不足比率審査意見書

新潟市監査委員

平成30年度決算に基づく新潟市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年7月29日から令和元年8月26日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

健全化判断比率の各比率はいずれも早期健全化基準を下回った。

健全化判断比率は次の表のとおりである。

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	－（－）	11.25%
連結実質赤字比率	－（－）	16.25%
実質公債費比率	10.6%（10.9）	25%
将来負担比率	138.0%（146.1）	400%

※「－」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない（＝黒字である）ため、記載すべき比率がないことを表している。

※（ ）内は前年度の比率である。

第5 健全化判断比率の概要及び意見

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模①}}$$

① 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

平成30年度決算に基づく実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

区分（会計名等）		平成30年度 実質収支額	平成29年度 実質収支額	比較増減
一般会計等	一般会計	4,306,290	2,564,951	1,741,339
	公債管理事業会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	470,845	491,835	△20,990
	土地取得事業会計	0	0	0
合計(a)		4,777,135	3,056,786	1,720,349
標準財政規模(b)		230,121,929	226,767,037	3,354,892
(うち臨時財政対策債発行可能額)		(28,431,289)	(29,200,651)	△769,362
実質赤字比率 (a)/(b)		—	—	—

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が赤字である場合に算定されるが、平成30年度の一般会計等の実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率は算定されなかった。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額又は資金不足額}}{\text{標準財政規模①}}$$

①標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

平成30年度決算に基づく連結実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

区分 (会計名等)		平成 30 年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	平成 29 年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	比較増減
一般会計等	一般会計	4,306,290	2,564,951	1,741,339
	公債管理事業会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	470,845	491,835	△20,990
	土地取得事業会計	0	0	0
公営企業	国民健康保険事業会計	908,005	1,917,445	△1,009,440
以外の	介護保険事業会計	2,356,907	1,958,649	398,258
公営事業会計	後期高齢者医療事業会計	221,892	199,316	22,576
公営企業会計 (法適用)	水道事業会計	6,490,724	6,943,351	△452,627
	病院事業会計	10,353,279	11,091,688	△738,409
	下水道事業会計	1,225,386	1,497,814	△272,428
公営企業会計 (法非適用)	中央卸売市場事業会計	47	462	△415
	と畜場事業会計	2	2	0
合計(a)		26,333,377	26,665,513	△332,136
標準財政規模(b)		230,121,929	226,767,037	3,354,892
(うち臨時財政対策債発行可能額)		(28,431,289)	(29,200,651)	△769,362
連結実質赤字比率 (a)/(b)		—	—	—

連結実質赤字比率は、各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が赤字である場合に算定されるが、平成30年度の各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額は黒字であることから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、算定式は次のとおりである。（市の全会計に加え、一部事務組合、広域連合等（新潟市が構成団体のひとつとして加入しているもの）を含む。）

実質公債費比率

$$= \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{④}} \text{の3か年平均（小数点第2位以下切り捨て）}$$

- ① 元利償還金 ② 準元利償還金 ③ ①又は②に充てられる特定財源
 ④ 算入公債費及び算入準公債費の額 ⑤ 標準財政規模

平成30年度決算に基づく実質公債費比率は、次のとおりである。

（単位：千円 比率：％ △：減）

項目	平成30年度 ア	平成29年度 イ	平成28年度 ウ	平成27年度 エ	比較増減 ア－イ
① 元利償還金	39,021,487	36,609,115	35,525,314	35,999,873	2,412,372
② 準元利償還金	20,752,430	23,406,085	22,824,585	21,866,286	△2,653,655
③ ①又は②に充てられる特定財源	6,213,196	7,648,392	7,598,435	7,255,425	△1,435,196
④ 算入公債費及び算入準公債費の額	32,232,122	33,070,990	32,271,115	32,211,001	△838,868
⑤ 標準財政規模	230,121,929	226,767,037	195,004,341	193,591,744	3,354,892
実質公債費比率（単年度）	10.77802	9.96191	11.35622	11.40144	0.81611
平成30年度実質公債費比率 （3か年平均）（ア＋イ＋ウ）/3	10.6				
平成29年度実質公債費比率 （3か年平均）（イ＋ウ＋エ）/3		10.9			

平成30年度の実質公債費比率（3か年平均）は10.6％で、早期健全化基準の25％を大きく下回った。

単年度比較では前年度を約0.8ポイント上回る一方、3か年平均の実質公債費比率は前年度の10.9％を0.3ポイント下回った。

単年度比較では、前年度と比べ、地方債の償還の増加、満期一括償還地方債の積立不足等により元利償還金が24億1,237万円増加するなどの悪化要因により、前年度の実質公債費比率を上回った。

4 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。（対象会計の範囲は、実質公債費比率算定の対象会計に加え、地方公社、第3セクター等も含む。）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}}$$

① 将来負担額 ② 充当可能財源等 ③ 標準財政規模 ④ 算入公債費等の額

平成30年度決算に基づく将来負担比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

項目	平成30年度	平成29年度	比較増減
① 将来負担額	917,373,863	918,973,182	△1,599,319
地方債の現在高	637,220,681	624,914,047	12,306,634
債務負担行為に基づく支出予定額	9,976,488	10,585,313	△608,825
公営企業債等繰入見込額	191,456,804	200,663,644	△9,206,840
組合負担等見込額	454,294	484,750	△30,456
退職手当負担見込額	78,102,918	82,129,796	△4,026,878
設立法人の負債額等負担見込額	162,678	195,632	△32,954
② 充当可能財源等	644,195,057	635,855,022	8,340,035
充当可能基金	29,900,792	28,586,903	1,313,889
充当可能特定歳入	93,879,677	99,534,185	△5,654,508
基準財政需要額算入見込額	520,414,588	507,733,934	12,680,654
③ 標準財政規模	230,121,929	226,767,037	3,354,892
④ 算入公債費等の額	32,232,122	33,070,990	△838,868
将来負担比率 (①-②) / (③-④)	138.0	146.1	△8.1

平成30年度決算に基づく将来負担比率は138.0%で、早期健全化基準の400%を大きく下回り、前年度と比較すると8.1ポイント低下した。

これは、下水道事業会計に対する繰出方法の見直し等により公営企業債等繰入見込額が92億684万円、職員退職手当支給条例の一部改正等により退職手当負担見込額が40億2,687万円減少したこと等によるものである。

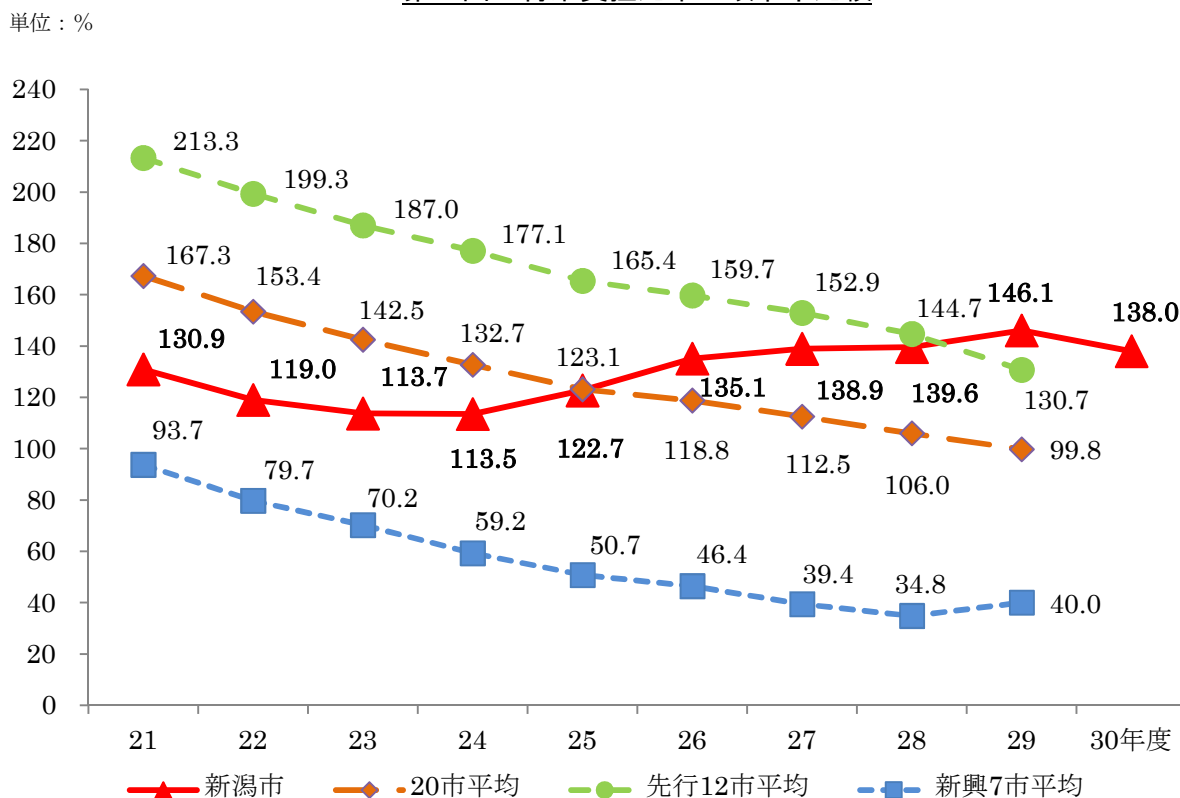
5 総括意見

当年度における実質公債費比率は10.6%、将来負担比率は138.0%と、それぞれ早期健全化基準を大きく下回った。

将来負担比率については、前年度と比べ8.1ポイント低下し、6年ぶりの良化となったが、政令市（20市）平均と比較すると、今後返済しなければならない負債の割合は引き続き高い状態にある。

なお当年度の数値の良化は、職員退職手当支給条例の一部改正等による退職手当負担見込額の減少や、臨時財政対策債を除いた市債残高の減少といった要因はあるものの、下水道事業における資本費平準化債の活用により、公営企業債等繰入見込額が減少した影響が含まれ、一時的な現象と考えられる。引き続き、基金等充当可能な財源の確保に努めるとともに、今後も臨時財政対策債を除いた市債残高を縮減するとした財政目標を達成することが重要である。

第1図 将来負担比率 政令市比較



※先行12市：札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

※新興7市：さいたま市、相模原市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市

※資料：「財政状況資料集」（総務省）等より作成

平成30年度決算に基づく新潟市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成30年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年7月29日から令和元年8月26日まで

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

各特別会計においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	－（－）	20%
水道事業会計	－（－）	
病院事業会計	－（－）	
中央卸売市場事業会計	－（－）	
と畜場事業会計	－（－）	

※「－」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表している。

※（ ）内は前年度の比率である。

第5 各事業会計の資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(営業収益の規模)に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率 (法適用※)} = \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足比率 (法非適用※)} = \frac{\text{各会計の実質赤字額}}{\text{事業規模}}$$

1 公営企業 (法適用)

(1) 下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区 分	平成30年度	平成29年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,225,386	△1,497,814	272,428
流動負債等 a	9,769,523	9,669,802	99,721
流動資産等 b	10,994,909	11,167,616	△172,707
事業規模 B	20,507,280	22,058,274	△1,550,994
資金不足比率 A/B	—	—	—

(2) 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区 分	平成30年度	平成29年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△6,490,724	△6,943,351	452,627
流動負債等 a	6,755,842	5,472,471	1,283,371
流動資産等 b	13,246,566	12,415,822	830,744
事業規模 B	14,463,749	14,621,529	△157,780
資金不足比率 A/B	—	—	—

(3) 病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △：負数又は減)

区 分	平成30年度	平成29年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△10,353,279	△11,091,688	738,409
流動負債等 a	2,543,590	2,437,744	105,846
流動資産等 b	12,896,869	13,529,432	△632,563
事業規模 B	21,132,952	21,498,455	△365,503
資金不足比率 A/B	—	—	—

2 公営企業（法非適用）

(1) 中央卸売市場事業会計資金不足比率

中央卸売市場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △：負数又は減)

区 分	平成30年度	平成29年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△47	△462	415
歳出額等 a	1,274,019	1,333,867	△59,848
歳入額等 b	1,274,066	1,334,329	△60,263
事業規模 B	540,918	516,818	24,100
資金不足比率 A/B	—	—	—

(2) と畜場事業会計資金不足比率

と畜場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △：負数又は減)

区 分	平成30年度	平成29年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△2	△2	0
歳出額等 a	259,937	268,319	△8,382
歳入額等 b	259,939	268,321	△8,382
事業規模 B	137,263	139,535	△2,272
資金不足比率 A/B	—	—	—

※用語説明

【法適用（企業）】 地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を公営企業会計方式で行っているもの。

【法非適用（企業）】 地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。